



Title	＜文献紹介＞エリザベス・フレイザー著 「メアリ・ウルストンクラフトの政治的な政治理論」
Author(s)	内藤, 正博
Citation	メタフュシカ. 2023, 54, p. 65-71
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/93968
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

《文献紹介》

エリザベス・フレイザー著

「メアリ・ウルストンクラフトの政治的な政治理論」

Elizabeth Frazer, Mary Wollstonecraft's Political Political Theory, in: *The Review of Politics*

Vol 82.1 Winter 2020, pp. 25-48.

内藤正博

1. はじめに

メアリ・ウルストンクラフト研究のここ数十年における動向として、彼女の政治哲学に焦点を当てたものが多くなっている。しかし、例えば一つの章において様々な話題が幅広く言及されることも珍しくないというように、彼女の著作は体系的でありと言え難い。それゆえ、研究者の間でも「どのように解釈するか」というレベルでの不一致が未だ多く見られる。本論文は、ウルストンクラフトの諸著作を概観し、政治に関わる諸概念を分析するものであり、彼女の政治哲学を理解する上での有効な補助線となりうる。また、この一見奇異な論文題（Mary Wollstonecraft's Political Political Theory）が示唆するように、分析を通して本論文が主張するのは、彼女の政治に関する著作そのものが政治的性格を持っていたということ、つまり、当時の言説空間において、執筆行為を通じて彼女が実際に政治的変化を起こそうとしていたということである。

2. ウルストンクラフトの政治理論

2.1 政治理論分析の意義

ウルストンクラフトは、政治を国家運営（公的領域）の問題だけでなく、人々が形成する諸関係や家庭内の問題（私的領域）にも関わるものとして考えたが、これは後のフェミニズムを含む政治理論にとって、影響力の強い重要なものとして認められている。一方、ウルストンクラフト解釈を政治哲学へ接続する批判理論およびフェミニズム理論において論争的なのは、「政治的行為がそれ自体に対する規範的・実践的アプローチ、特に国家の権威と管理・統治権力への競争という、従来の政治的分野に対するアプローチの後に続くものは何か」（26）という問いである。そ

の中では、道徳や文化を変革することの方が投票などの形式的政治活動よりも重要であるという主張や、政治理論は政治的領域への道徳的概念の適用であるといった主張などがウルストンクラフトの著作から引き出されるとする議論がある。

著者のフレイザーは、そのようなポスト政治的・道徳主義的な解釈を退け、「彼女による「政治権力」の直接的主題化と、「マキャベリズム」は人民主権によって置き換えられなければならないという、彼女の著作全体に一貫する見解と、家庭・仕事・公的社会環境の中にあることと活動を含む拡大された市民権概念、さらにその国家政府との関連性を強調」(27)し、彼女の著作それ自体の政治的性質について考察する。ウルストンクラフトは、一貫して政治を主題化している諸著作の執筆を通して政治的アクターとして振る舞っていたのであり、その政治理論自体も現実の政治的介入を形成している。彼女は政治権力に注目するが、それこそがウルストンクラフトにとって「政治が文化や道徳、あるいは他の何ものにも還元されるものではないことを示している」(28)。

彼女にとって政治が重要であるにもかかわらず、研究者らが注目してきたのは「彼女が政治について語る物事がいかに他の哲学的関心に満たされているか」(ibid.)ということであって、彼女の語る政治や政治概念そのもの、あるいはいかに彼女が政治的に語っているか、という問いではなかった。確かに、先行研究のように、政治思想的系譜や市民的ヒューマニズム、啓蒙主義に対するウルストンクラフトの関係を明らかにすることによって、自由・平等・権利・権威・ジェンダーなどの重要概念についての多様な分析が可能となる。しかし、彼女による(パークなどの)美学批判や文化批判は、何よりも政治理論と結びつけて考えられなければならない。というのも、「芸術・文化・哲学において女性がどのように表象されているかは […] 政治・行政・法律において女性がどのように表象され扱われるか、に明らかに影響を与える」(ibid.)からである。

2.2 政治的権力の二面的性格

フレイザーによれば、ウルストンクラフトは神学的信念に基づき、人間の合理性と啓蒙された悟性によって正義が実現し、人間本性と社会の完成に向けて進歩し続けると考えている。しかし、その合理性と悟性は「行為」抜きに考えられない。さらに、「実際に存在する社会や制度のあり方を説明するのは、行為であり、政治的権力の行使である」(30)。つまり、社会および制度は正義に適うか反するような行為から理解されうるのであって、その諸行為こそが政治的権力の行使なのである。パークは、英国政府と憲法の正当性が宗教的伝統によって保障されると主張した。その際、代名詞「我々 (we)」を繰り返し用いている(「我々の政府」、「我々の教会」)が、ウルストンクラフトは、その「我々」とは「誰のことなのか?」と問いかける。「彼女にとって、確かに「我々の教会と国家」は、本来我々のものであり、すべての人の財産であるべきだ。しかし、その憲法は、富を得ながらそれを確保するために弱者を罰する強者や、強力な貴族らに強制される弱い王によって作られてきた」(31)。英国憲法やフランス憲法が宗教によって説明できるとするのは不十分であり、実際は政治的権力によって説明されうるのである。またその一方で、「不平等と抑圧を克服し、徳に適った憲法と社会を実現する」(ibid.)のもまた、政治的権力、つま

り「権限と権利の制度と分配を創り出すために共に行為する能力」(ibid.)である。

政治は、権力や権威、物質的・象徴的財を持つ者と持たざる者を説明する。そして同時にそれを理解することは、革命や改革への鍵となる。それゆえ、政治について教育し、また普段から社交的な場で議論することで、政治的な事柄を広く理解することが重要となる。ウルストンクラフトにとって、政治は不可避的であり、選択の余地がないものである。「社会的メンバーシップの脆弱性、派閥的策略、貴族の権力、マキャヴェリズムの策略が、個人や集団の展望と福祉に影響を与える」(32) ののであるから、人々は政治について無関心ではいられない。

ウルストンクラフトは、「政治」における実際的なマキャヴェリズムに対しては蔑視・非難するが、政治そのものに対してはそのような態度を示すわけではない。確かに、18世紀のイギリスにおいて、政治と「偽善、つまり、善を装って害をなし、権力を覆い隠すこと」(34) の結びつきは一般的のものであった。つまり、政治は結局のところそういうものであるとしてマキャヴェリズムを受け入れるか、政治そのものから距離を置くかという選択が一般的であった。しかし、ウルストンクラフトはその結びつきを非難する。「彼女の二枚舌に対する批判は、派閥の政党政治への批判から、特に女性に嘘を強要する礼儀文化への批判にまで及び、騎士道の名誉、ゴシックの価値観、アンシャン・レジーム的方法に対する啓蒙主義的批判の一部となっている」(ibid.)。

ウルストンクラフトは、このような否定的側面だけでなく、中立的あるいは肯定的側面も政治に見出す。実際の政策が専制的であったりマキャヴェリズムのであったりするとしても、反対に公正かつ啓蒙された閣僚による政策である可能性が否定されるわけではない。悪政に対して冷笑的態度をとるのではなく、改良し、正義を実現するポテンシャルを引き出す必要がある。「ウルストンクラフトの著作には、マキャヴェリズム、腐敗、富裕層や権力者による支配が拒絶されながら、科学的で合理的な政治経済と政治、市民参加、義務と権利の公正な相互関係に基づく政治が発展する、という両立が見出される」(35)。そして、後者の公正な政治を支えるのが、人民主権 (popular sovereignty) である。イギリス名誉革命やフランス革命が示したのは、民衆が莫大なエネルギーによって既成権力を覆しうるということであり、それは言い換えれば、「人民主権は実定法に依存せず、政治的事実として存在する」(36) ということである。

一方、個人が他の個人に対して振るう「主権」をウルストンクラフトは認めない。彼女は家長や君主の主権を皮肉り、批判する。それは、主権が本来の位置に置かれておらず、政治的権力が不正なあり方で行使されていることを意味するからである。

「人々は、歴史的事実として、また政治的権力の作用によって、奴隷にされうる。神権を主張する支配者や、貴族のように自らを自然的優位性や統治権を持っていると考える階級や集団によって支配されることもある。支配できるからといって、そうすべきとは限らない。主権をあるべき場所に再配置するのは、政治的権力だけである。」(ibid.)

では、人民とは誰のことなのか。ウルストンクラフトが用いる “the people” や “the nation” という言葉には、二つの意味があるとフレイザーは指摘する。まず、単数の実体としての、主権者と

して構成された人民がある。革命の過程で現れた、「正義を要求して一つの声を上げた」人民は、そのような「単数」の人民である。一方、ウルストンクラフトは人民の間の分裂・不統一を強調している。身分や地位といった強制的・人工的区別によって人民は分断されている。そして、そのような地位は物質的不平等と剥奪によってもたらされている。主権者集団という「本来的な人民」（単数）と、このように分断された「実際の人民」（複数）は、区別されなければならない。

「実際の人民」という観点によって、階級的・政治・社会の分析が可能となる。ウルストンクラフトは、革命における暴力をそれによって説明しようとしている。「彼女は一貫して暴力－母親が子供に振るう暴力、夫が妻に振るう暴力、抗議行動の参加者が財産や人に振るう暴力など－を、社会的・文化的条件や政治体制によって説明しようとする姿勢を貫いている。誰が誰に対して暴力を振るうかは、権利や特権の分配、それに伴う能力や不満、地位を獲得したり維持したりするための努力によって説明することができる」（38）。

ウルストンクラフトの政治理論の中心にあるのは、政府のあり方を決定し、諸制度や手続きを設定するために人々が実際に持ち、行使することができる権力である。また、「彼女の著作のポイントは、何世紀にもわたって統治権を握ってきた人々から統治権を奪い、統治機構を実際に正しく維持する人民主権を明らかにし、政府と国家に関連する義務と権利が構成に分配されるようにするための戦いにおける一連の動きとして見なすことである」（ibid.）。

2.3 権利論、あるいは義務論における規範的性質

フレイザーは、ウルストンクラフトが重視する徳の概念を政治理論に引きつけて理解する。そしてそれは、「単純さ（simplicity）」である。ウルストンクラフトは、この「単純さ」を、論理的・美的・倫理的意味で用いており、それを中心に公私ともに適用可能な徳の再構成がなされる。そして、同様に「単純さ」は彼女にとって政治的・体制的な原則でもある。それは例えば、単一の立法府という（18世紀共和主義思想に特徴的な）アイデアにも見られる。彼女の議論においては、財と権利が公正に配分されることで、各々が自立する（他者に経済的・政治的に依存しない）関係が確保される。また、統治において「単純な」科学的手続きがとられることで、人民主権が効果的に行使され、真の政治的代表が実現する。そして、自立と単純さによる社会と政治は、フレイザーによれば、「義務と権利の正しい関係」（ibid.）に依存するのである。ここで、ウルストンクラフトの権利論が問題となる。

一般的には、『女性の権利の擁護』に代表されるように、ウルストンクラフトは女性の市民的・政治的権利の拡大に関する批判的議論に重要な貢献をしたとされている。一方、先行研究においては、彼女の権利論はさまざまな読まれ方がなされており、解釈は一致していない。フレイザーは、「ウルストンクラフトにとっての権利と義務の親密さを強調し、彼女の政治権力概念とその規範的理論に関わる解釈を主張」（40）する。『人間の権利の擁護』の一節を引きながら、ウルストンクラフトにとって、「我々には自然権があり、それは他者に対する自然的義務に相関している」（41）とする。

「閣下、あなたに人間の生得の権利という、論争的になっている権利を簡潔に定義してさしあげましょう。個々人は社会契約とその継続によって他の個々人と結合しているのですが、生得の権利とは、このように結合している他のどの個人の自由とも共存できる範囲での、市民的（civil）かつ宗教的な自由なのです。」¹

フレイザーの解釈は、次のとおりである。我々の自然的義務（他者の自然権である自然的自由を侵害しないこと）は否定できない。一方、市民的・政治的権利が自然権を実現できないこともありうる。その場合は市民的・政治的義務の正当性が問題となる（市民権を持たない女性や労働者に、政府の権威を守る市民的義務があるなどと主張することは、不当な政治権力の抑圧の行使に他ならない）。とはいえ、それが自然的義務を取り消す理由とはならない。ウルストンクラフトは、市民的義務に対立するものとして自然的義務を捉えているのではなく、彼女が強調しているのは、社会的に適切に強制されることとなる「自然的義務の交渉不可能性と選択不可能性」(41) である。親が適切に子育てをする義務を遂行することで子どもが持つ自由への自然権が尊重されるといったように、自然権は他者の自然的義務によって確保される。

さらに、義務を遂行する者の自然権も、まさに義務の遂行を理由として承認される。貧しい人々の自然権は女性の自然権と同じように損なわれているが、実際その人々は子どもの世話などの自然的義務を遂行している。それゆえに、自然権の承認が正当化され、さらに「市民的・政治的権利（特に代表権）を労働者や貧しい人々に拡大することも正当化される」(42)。フレイザーは、ここからウルストンクラフトの権利論・義務論を平等の理念へと接続する。

「ウルストンクラフトの主張によれば、尊敬は、自分の義務を適切に果たす者のみに向けられる。全ての人が義務を果たすことは、すべての人が権利を享受することと相関し、神の前での全ての平等を反映し、平等化する。また、自立に必要な資源、すなわち自由への権利の行使に必要な資源に関しても平等であることが必要である。」(ibid.)

そして、このような平等化および関係性の平準化は、政府が負う義務である。この義務を政府に果たさせるために、いかに政府を人民が拘束するかという問題がウルストンクラフトの政治理論の核心である。

政治的代表と平等について論じる際、ウルストンクラフトは哲学における貧困と富の描写に対して反論している。つまり、労働に対して反感を抱き、貧困を醜いものであるとするような描写に対する反論である。それには2つの側面がある。1つは「立場の逆転」(43) であり、醜いのは貧困者ではなく、彼らを見下して手を差し伸べようとしめない怠惰な金持ちの方であるという主張である。そしてもう1つは、「あらゆるものの生産を支える労働と努力を明らかにする」(ibid.)

¹ Mary Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Men with A Vindication of the Rights of Woman*, edited by Sylvana Tomaselli, Cambridge, 1995, p. 7. (『人間の権利の擁護／娘達の教育について』、清水和子・後藤浩子・梅垣千尋訳、京都大学学術出版会、2020年、8頁。)

ことである。「人為的な階級の区別を維持するためには、相当な努力－法律と暴力－が必要である」(43-44)。それを分析するために労働と欲望を描写し、理解することこそが、哲学を妥当させるために必要なのである。「重要なのは、[...] 所有権と分配、生産と貿易の問題を、政治的権利、道徳的性格と義務、そして国家・社会・マナーの革命あるいは改革という彼女の中心的問題に結びつけているという点である。彼女にとって、政治と政府、政治経済、政治的徳は、互いに結びついている」(44)。

3. おわりに

ウルストンクラフトにとって、社会における不正義を説明するものが、政治的権力の動力学である。その不正義は、政治的腐敗を反映したものである一方、政治権力の正しい行使によって、正すことができる。それにより、人民主権およびあらゆる個人の自由への自然権実現のための自然的義務の遂行という「倫理的・政治的プロジェクト」(45)が成立するのである。そのためには、市民的・政治的権利が公正に再分配される必要がある。自然的義務の遂行と自然権行使の条件は、既に個人の社会的関係の変革を要請するのである。

フレイザーは、ウルストンクラフトが促した政治概念上の転換を次のようにまとめている。まず、(よく知られているように、)彼女は政治を、以前はその範囲外であった諸関係へと拡大した。次に、事実上専制的権力を持たざる個人による、幅広い参加へと主権の領域を開放した。さらにそれによって、人民主権の可能性を促進し、彼女自身の意見が正当と見做されるような状況を予期し、かつ目指している。

また、ウルストンクラフトの政治理論は、どのような意味で「政治的」であるのか。フレイザーはこれについても、5つの点にまとめている(47-48)。①統治権をめぐる競争、政策の形成と実施、自然的義務と権利の対応、市民的・法的権利について論じているということ。②政治理論とは公的かつ統治的な諸問題に道徳原理を適用することに過ぎないという標準的見解と一致する意味で、規定的なものであること。③支配と被支配の権力がいかに行使されるかを描写しようとしていること。④プログラムのかつ規定的であること。つまり、義務と権利、そして主権について戦略的に定式化された議論を人々が理解でき、かつそれが説得力を持つ可能性をウルストンクラフトは前提している。⑤彼女の著作自体が、政治的介入を構成していること。彼女が考え、議論し、執筆したものを出版することで、政治に関与していたということにおいて、政治そのものの意味に変化をもたらそうとしていた。

本論文は、ウルストンクラフトの政治理論を「政治権力」「規範的徳」「自然権と自然的義務」といった観点から再構成し、その特徴を整理するものであった。最後に、紹介者の疑問点を提示しておきたい。権利論において、「自然的義務」を果たしている労働者に「自然権」を保障することが正当化されるとされていたが、義務の遂行によって権利が保障されるという権利論は前時代的で誤ったものであると考えられる。そして、たとえ「戦略的」であったとしても、ウルストンクラフトがそのような主張を行っていたと解釈することによって、彼女の権利論の妥当性・普遍性が否定され、その意義が矮小化されてしまうのではないか。ウルストンクラフトにおける

権利と義務の関係はいまだに議論の的となっているが、本論文の解釈のように、義務と権利を相関的に捉えてしまえば、(義務を果たさない者には権利が認められないといったような) その政治理論の性格に合わない抑圧的なものになってしまうのではないだろうか。

(ないとうまさひろ 哲学哲学史・博士前期課程)